

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成三十年東京都告示第六百三十二号（東京都統計調査条例による統計調査の名称等）の一部改正……………（総務局統計部社会統計課）…一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………（環境局総務部環境政策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…八
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………（環境局自然環境部計画課）…一〇
- 鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新……………（同）…一〇
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…一〇

告示（海区漁調）

- 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限……………二
- 東京海区における火光利用とびうお漁業の制限……………三
- 東京海区におけるいか釣漁業の制限……………三

公告

- 令和三年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎

告示

- 級の随時実施に係る職種の変更……………
- （産業労働局雇用就業部能力開発課）…三
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（水道局）…三
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………（同）…四

東京都告示第千五百九号

平成三十年東京都告示第六百三十二号（東京都統計調査条例による統計調査の名称等）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

第三号様式中「調査員印」を「調査員名」に、「担当者印」を「担当者名」に改める。

附則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

東京都告示第千五百十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき千住一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

千住一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から令和三年十二月三十一日まで

三 施行地区

足立区千住一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

足立区島根一丁目二番三号

平成二十八年四月十三日

五 変更の内容

事業施行期間を令和四年十二月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和三年十二月二十四日

東京都告示第千五百十一号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、北清掃工場建替事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 山崎 孝明

千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類

北清掃工場建替事業

廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略

本事業は、北区志茂一丁目に位置する既存の北清掃工場の建替えを行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和三年十二月二十四日から令和四年一月十三日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに令和三年十二月二十九日、同月三十日、同月三十一日及び令和四年一月三日を除く。

なお、令和三年十二月二十九日から令和四年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 北区生活環境部環境課

北区王子一丁目十二番四号 TIC王子ビル二階

イ 足立区環境部生活環境保全課

足立区中央本町一丁目十七番一号 南館十一階

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(10)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う排出ガス】 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が15.0%、二酸化窒素が43.8%である。 なお、工事の実施に際しては、環境保全のための措置を徹底することにより、大気質への影響の低減に努める。 したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えらるる。と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.047mg/m³[環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.053ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^(*)] <p>【工事用車両の走行に伴う排出ガス】 予測結果は、工事用車両走行ルート(2地点)において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01%以下、二酸化窒素が0.36～0.82%である。 したがって、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.041mg/m³[環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.043ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^(*)] <p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う煙突排出ガス】 長期予測 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。寄与率は二酸化硫黄が3.11%、浮遊粒子状物質が0.38%、二酸化窒素が1.05%、ダイオキシン類が2.10%、塩化水素が17.63%、水銀が8.79%である。 なお、施設の稼働に際しては、焼却炉の適切な運転管理を行い、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量を極力抑えるよう努め、大気質への影響の低減に努める。 したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えらるる。と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄 2%除外値 0.004ppm [環境基準 0.04ppm] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.041mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.039ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^(*)] ・ダイオキシン類 年平均値 0.031pg-TEQ/m³[環境基準 0.6pg-TEQ/m³] ・塩化水素 年平均値 0.0004ppm [日標準環境濃度 0.02ppm] ・水銀 年平均値 0.0022μg/m³ [指針値 0.04μg/m³]

(注) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>短期予測 煙突排出ガス汚染物質のなかには短時間でも人の健康への影響が懸念される物質があることから、上層逆転層発生時について予測した。 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。また、現地調査結果による当該気象条件の年間出現頻度は1.3%であった。 したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄 1時間値 0.013ppm [環境基準 0.1ppm] ・浮遊粒子状物質 1時間値 0.084mg/m³ [環境基準 0.20mg/m³] ・二酸化窒素 1時間値 0.070ppm [短期暴降指針値 0.1ppm] ・ダイオキシン類 1時間値 0.076pg-TEQ/m³[環境基準 0.6pg-TEQ/m³] ・塩化水素 1時間値 0.0055ppm [日標準環境濃度 0.02ppm] ・水銀 1時間値 0.012μg/m³ [指針値 0.04μg/m³] <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルート(2地点)において、それぞれ評価の指標とした環境基準を下回る。寄与率は浮遊粒子状物質が0.01～0.02%、二酸化窒素が0.59～1.85%である。 したがって、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.041mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³] ・二酸化窒素 98%値 0.043ppm [環境基準 0.04～0.06ppm^(*)]
悪臭	<p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う臭気(敷地境界)】 予測結果は、敷地境界において、臭気指数10未満であり、評価の指標とした規制基準(臭気指数12)を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【施設の稼働に伴う臭気(煙突)】 予測結果は、煙突等気体排出口において、評価の指標とした規制基準を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却設備 (1炉当たり) 臭気排出強度7.5×10⁶m³/min [規制基準2.6×10⁶m³/min] ・脱臭装置 臭気排出強度2.1×10⁶m³/min [規制基準3.1×10⁶m³/min] <p>【施設の稼働に伴う臭気(排水)】 予測結果は、汚水処理設備放流槽において、臭気指数26であり、評価の指標とした規制基準(臭気指数28)を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。</p>

(注) 日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした規制基準及び報告基準を下回る。さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間 47～51dB [規制基準60dB (55dB^{注1})] 夜間 42～45dB [規制基準60dB (55dB^{注1})]</p> <p><建設機械の稼働に伴う振動【】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした規制基準及び報告基準を下回る。さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 解体・土工事 72dB (敷地境界西側) [規制基準75dB] <解体・クレーン工事 70dB (敷地境界西側) [報告基準70dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音】 予測結果は、工事用車両走行ルート(2地点)において、全ての地点で評価の指標とした環境基準を超えているものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は、0.2～0.0dBであり、現況と同程度と予測される。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間 72dB [環境基準70dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の振動】 予測結果は、工事用車両走行ルートの道路端(2地点)において、全ての地点で評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準を下回る。工事の実施にあたっては、工事用車両の走行ルートの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 昼間 47～51dB [規制基準65dB (60dB^{注1})] 夜間 42～45dB [規制基準60dB (55dB^{注1})]</p>

注) 小学校、保育所の敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う騒音】 予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした規制基準を下回る。さらに、騒音対策が必要な機器には消音器を設置する等、必要に応じて騒音対策を講じることから、施設稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間 49dB (敷地境界東側) [規制基準60dB (55dB^{注1})] 朝・夕 49dB (敷地境界東側) [規制基準55dB (50dB^{注1})] 夜間 49dB (37dB^{注2}) (敷地境界東側(北側^{注2})) [規制基準50dB (45dB^{注1})]</p> <p>【施設の稼働に伴う振動】 予測結果は敷地境界において最大値を示す地点において、いずれの時間区分も評価の指標とした規制基準を下回る。さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、基礎を強固にし、振動伝搬の低減を図る等の振動対策を行うことから、施設稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 昼間 57dB (53dB^{注2}) (敷地境界南側(北側^{注2})) [規制基準60dB (55dB^{注1})] 夜間 57dB (53dB^{注2}) (敷地境界南側(北側^{注2})) [規制基準60dB (55dB^{注1})]</p> <p>【ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音】 予測結果は、ごみ収集車両等走行ルートの道路端(2地点)において、全ての地点で評価の指標とした環境基準を超えているものの、現況ごみ収集車両等を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は、0.2～0.0dB以下と予測される。 ごみ収集車両の走行にあたっては、周辺環境に配慮するよう速度遵守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 昼間 48～51dB [規制基準65dB (60dB^{注1})]</p>

注 1) 小学校、保育所の敷地から、50m区域内に適用される規制基準を示す。
注 2) 小学校、保育所の敷地から、50m区域内における敷地境界の予測値の最大を示す。

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

<p>環境影響 評価項目 土壌汚染</p>	<p style="text-align: center;">評価の結論</p> <p><工事の施行中> 【土壌中の有害物質等の濃度】 既存施設の稼働中において、計画地内(21地点)の現況調査を行った範囲では、有害物質溶出量及び含有量は、全調査項目で汚染土壌処理基準を下回った。また、ダイオキシン類についても環境基準及び調査指標値を下回った。 さらに、現況調査未実施の範囲においても、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】 計画地内(2地点)の現況調査を行った結果、全調査項目で地下水中の有害物質の濃度は、環境基準を下回った。また、ダイオキシン類についても有害物質溶出量が全ての地点で環境基準を下回っており、新たに土壌が汚染されるおそれがないことから、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはないと考ええる。</p> <p>【新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無】 現況調査を行った範囲においては、汚染土壌は生じないと予測する。また、現況調査を行えなかった範囲においても、今後、除却や土地の改変に先立ち土壌汚染状況調査等を実施し、汚染が確認された場合は、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。</p>
-------------------------------	--

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

<p>環境影響 評価項目 地盤</p>	<p style="text-align: center;">評価の結論</p> <p><工事の施行中> 【地盤の変形の範囲及び変形の程度】 工事の施行中における掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留め壁(SMW)や鋼矢板等による山留め工法を採用する。さらに掘削工事の進捗に合わせ、必要に応じて切梁支保工を設ける等、山留め壁への土圧・水圧に対する補強を行い、山留め壁の変位を最小に留める。したがって、掘削工事に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流況の変化の程度】 工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の深い区域(GI約27m)は、遮水性の高い山留め壁(SMW)により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGI約50mまで投入し、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考える。 また、観測井を設置し、工事の施行中も地下水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 したがって、掘削工事が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考ええる。</p> <p>【地盤沈下の範囲及び程度】 「地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における掘削工事等が周辺の地下水位に及ぼす影響は小さい。 また、定期的に測量を行うことにより地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 したがって、地盤沈下が生じる可能性は低く、周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいと考ええる。</p> <p><工事の完了後(地下く体工事の完了後)> 【地盤の変形の範囲及び変形の程度】 計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画である。これにより地下く体工事完了後においては、山留め壁(SMW)及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものと考ええる。 したがって、地下構造物の存在に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流況の変化の程度】 地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって地下水の水位及び流況への影響は小さいと考ええる。 また、計画建築物の地下く体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。 したがって、地下構造物の存在に起因する地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水に及ぼす影響は小さいと考える。</p>
-----------------------------	---

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目		評価の結論
地盤	<p>【地盤沈下の範囲及び程度】 「地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、本事業における地下構造物の規模は、地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、工事の完了後における地下水の水位への影響は小さい。 したがって、地下構造物の存在に起因する地盤沈下が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p>	評価の結論
水循環	<p>＜工事の施行中＞ 【地下水の水位及び流況の変化の程度】 「地盤」の「工事の施行中」地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。 ＜工事の完了後＞ 【地下水の水位及び流況の変化の程度】 「地盤」の「工事の完了後」地下水の水位及び流況の変化の程度」に示すとおり、地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。 【表面流出量の変化の程度】 本事業では、貯留施設の雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出抑制時間内である。 また、煙突の高さは既存と同じ（約120m）で、位置は東に10m程度移動し、口影の範囲は現況と比べほぼ変わらない。 したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さいと考える。</p>	評価の結論
口影	<p>＜工事の完了後＞ 【冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。 また、煙突の高さは既存と同じ（約120m）で、位置は東に10m程度移動し、口影の範囲は現況と比べほぼ変わらない。 したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さいと考える。</p>	評価の結論

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目		評価の結論
電波障害	<p>＜工事の完了後＞ 【遮蔽障害】 計画建築物等により、一部の地域でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。 なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じることにより電波障害は解消されると考える。</p>	評価の結論
景観	<p>＜工事の完了後＞ 【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 本事業は、既存建築物等を建替えるものであり、計画建築物は最高高さを既存建築物と同様とし、煙突についても既存と同じ高さ約120mとする計画である。また、周辺景観に調和した色合いとし、計画建築物等の視認性を和らげ景観の質を高めることで、『北区らしい景観』にふさわしい景観構成要素になると考える。 したがって、地域景観の特性の変化は小さいと考える。 【代表的眺望地点からの眺望の変化の程度】 建替後の工場棟及び煙突の高さは既存のものと同じであるため、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状にあたっては北区景観づくり計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とすることで、周囲の街並みと調和のとれた景観を創出でき、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。 【圧迫感の変化の程度】 計画する工場棟は、最高高さを既存の工場棟の高さと同様にすることで、計画地近傍における形態率の変化は約-6.0ポイントから約11.8ポイントの範囲に留まる。 また、工場棟の色彩や形状にあたっては、北区景観づくり計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とする。さらに、工場棟周囲には高木等を配置することで、圧迫感の軽減を図る計画である。</p>	評価の結論

【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】
計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地周辺の住宅は、計画地の北～西側にかけて低層の住宅がある。
住宅については、冬至日における日影時間が増加する地点があるが、計画する工場棟の高さを既存と同じに抑えることで、増加時間は最大で約80分にとどまる。
したがって、計画建築物等による特に配慮すべき施設等への日影の影響は最小限に抑えらるると考える。

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

<p>環境影響 評価項目 自然との 触れ合い 活動の場</p>	<p>評価の結論</p> <p>＜工事の完了後＞ 【自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】 現状と同様の配置に再整備し、十分な緑地を確保する。また、新たに植栽する樹木は「北区緑の基本計画2020」に基づき、面的・線形的な樹木の植栽を行い、適切に維持管理していく計画である。 したがって、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこと」及び「北区緑の基本計画2020」に示されている施策を満足するものと考ええる。</p>
<p>廃棄物</p>	<p>＜工事の施行中＞ 【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】 既存施設の解体及び撤去並びに計画施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約15.7万tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の目標値を満足する。 また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。 したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。</p> <p>【建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法】 計画施設の建設に伴い発生する建設発生土は約7.0万m³であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。 したがって建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。</p> <p>＜工事の完了後＞ 【廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法】 施設稼働に伴い排出する主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥の量は約2.0万t/年である。 飛灰は重金屬類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海岸処分場へ搬出し、埋立処分する。埋立処分するに当たっては、埋立基準等に適合していることを確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。 なお、主灰については、セメント原料化による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。 今後さらに、徐冷スラグ化、焼成砂化等のセメント原料化以外の方法での焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化についても推進し、埋立処分量のさらなる削減に努める。 したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。</p>

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

<p>環境影響 評価項目 温室効果 ガス</p>	<p>評価の結論</p> <p>＜工事の完了後＞ 【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】 計画施設では、電力、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約19.6万t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、発電及び余熱利用によって約5.6万t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、総排出量は、約14.1万t-CO₂/年と予測する。 本事業では、ごみ発電等のエネルギー有効利用を実施するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、高効率モーターやLED照明の導入等によりエネルギー使用量を削減する。 したがって、本事業による温室効果ガスの排出量は、可能な限り削減でき、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
--------------------------------------	--

●東京都告示第千五百十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

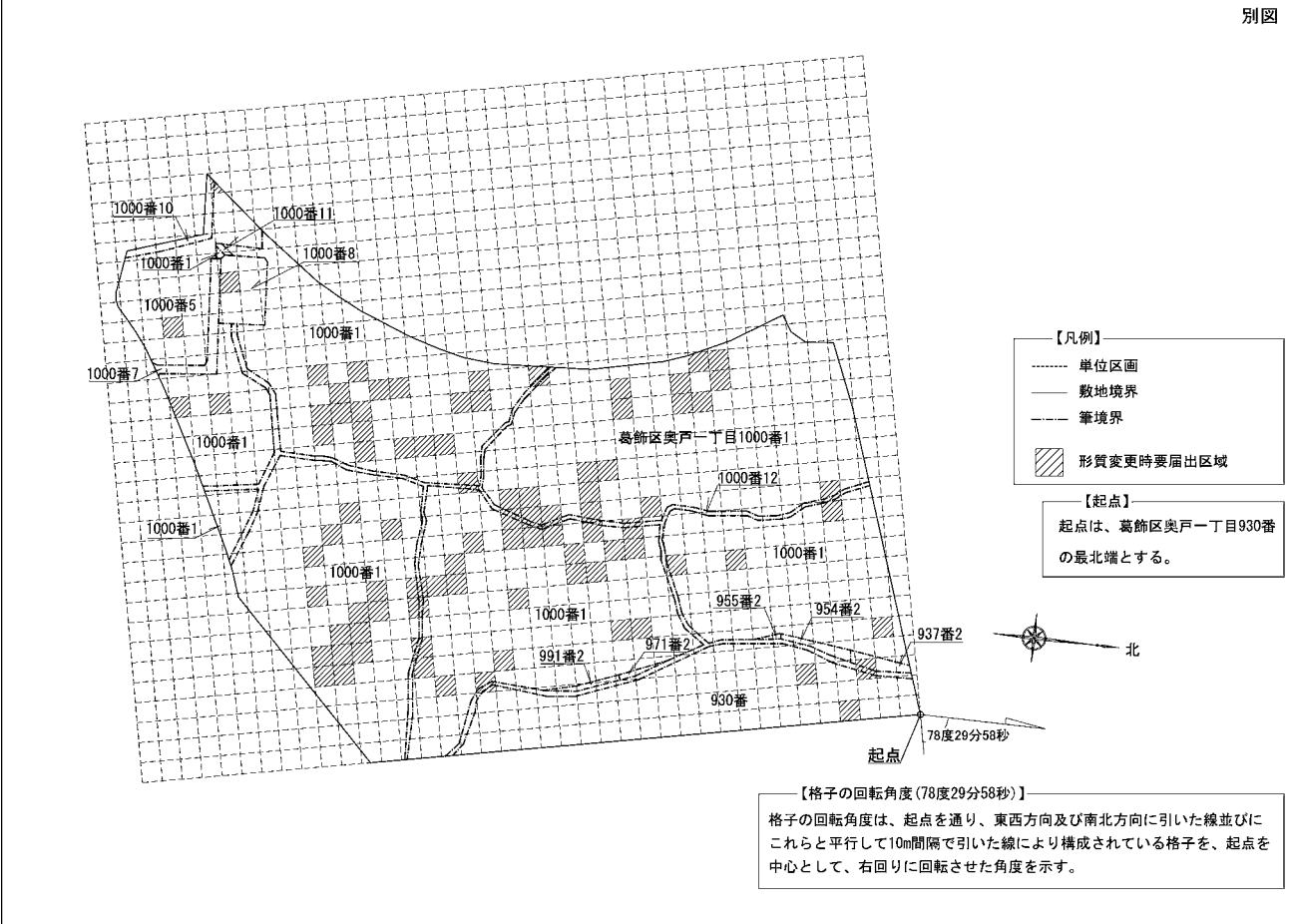
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区奥戸一
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及び
その化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びそ
の化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千五百十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

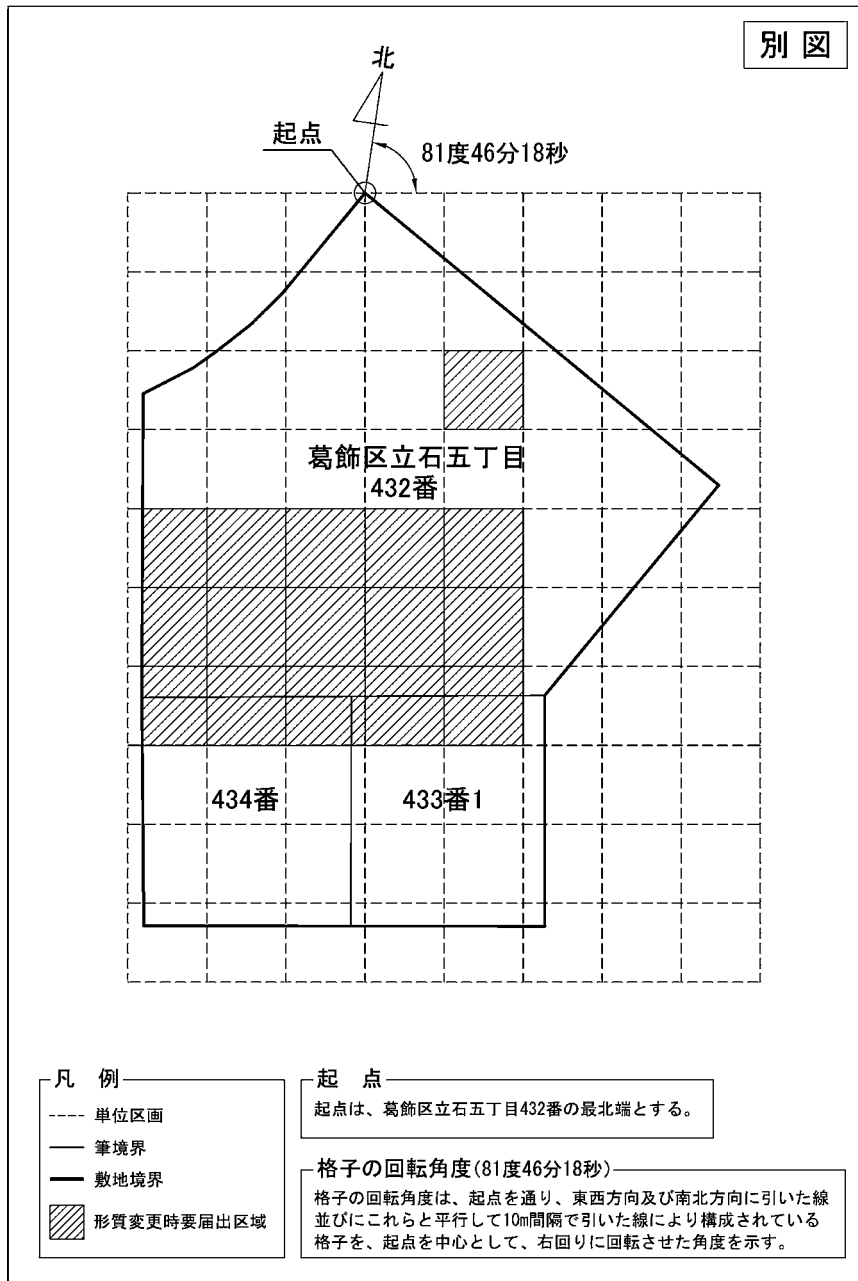
令和三年十二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（葛飾区立石五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



●東京都告示第千五百十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社野生動物保護管理事務所
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
八王子市小宮町九百二十二番地七
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 濱崎 伸一郎
- 四 その他
 - 一 の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第千五百十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の八に規定する鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新をしたので、法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定の有効期間の更新を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「更新認定鳥獣捕

獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 更新認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社野生動物保護管理事務所
- 二 更新認定鳥獣捕獲等事業者の住所
八王子市小宮町九百二十二番地七
- 三 更新認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 濱崎 伸一郎
- 四 その他
 - 一 の更新認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第千五百十六号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和三年十二月二十四日



東京都知事 小 池 百合子

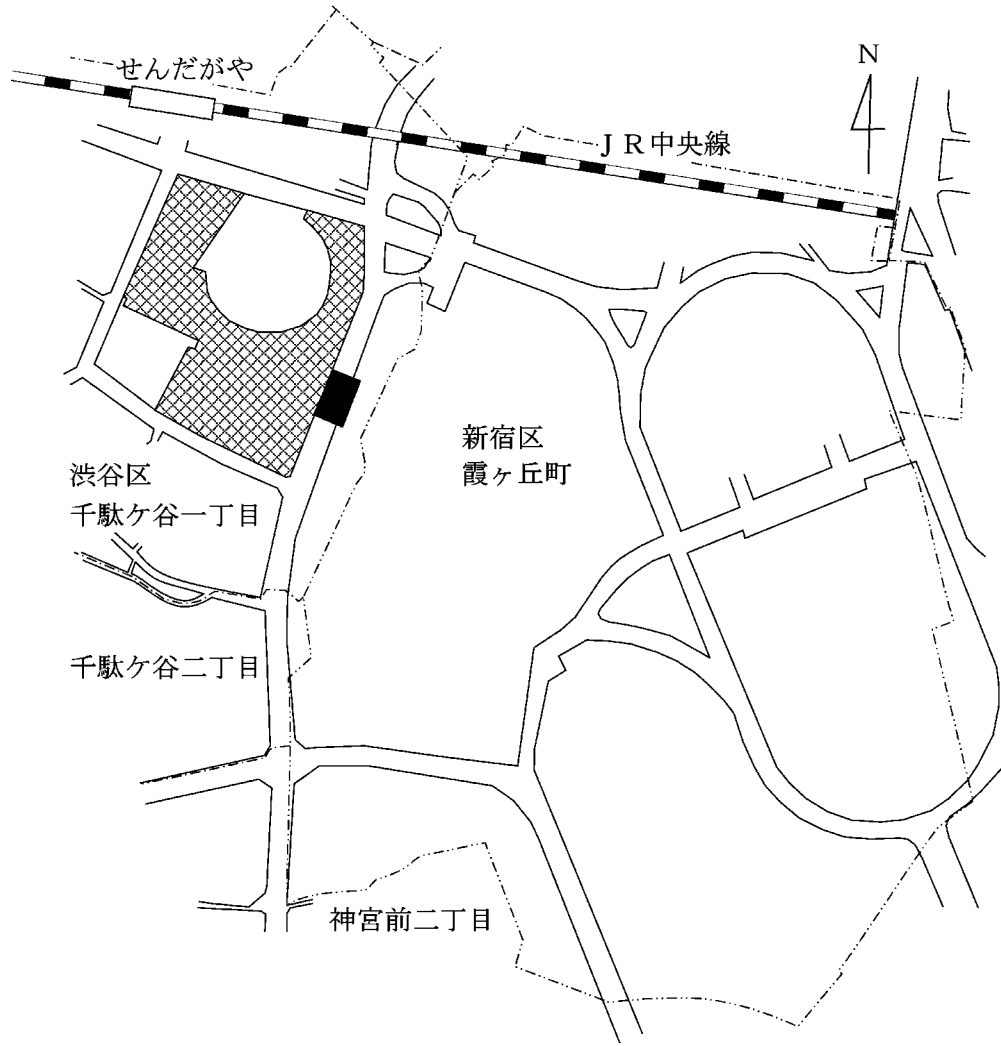
公園名	変更内容	変更年月日
東京都立明治公園	別図のとおり	令和三年十二月二十五日

別図

東京都立明治公園 区域変更略図

変更箇所 渋谷区千駄ヶ谷一丁目

	変更前の区域	面積	二八、三八一・〇三	平方メートル
	追加区域	面積	一、三五四・五一	平方メートル
	変更後の面積		二九、七三五・五四	平方メートル



告 示（海区漁調）

●東京漁調指示第十一号

東京海区におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。）による水産動物の採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和三年十二月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

（採捕の承認）

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合

(二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合

（承認基準）

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

(一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと。

(二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであって、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。

(三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるも

の

(四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行ってはならない。

(一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。

(二) 東京都内湾海域を除く東京海区(いずれも属島及び礁を含む。)の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域

(三) 令和四年二月一日から同年六月三十日まで及び令和五年一月一日から同月三十一日まで(ただし、三宅島周辺海域にあつては、令和四年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで)の期間

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、令和四年二月一日から令和五年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十二号

東京海区(東京都内湾海域を除く。)における火光利用とびうお漁業(集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびう

おをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和三年十二月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

(三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和四年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和四年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十三号

東京海区(東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。)におけるいか釣漁業(あおりいかを除く。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和三年十二月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業

(二) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業

(三) 敷設されている定置漁具から五百メートル以内で行う操業

(四) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(五) 令和四年九月一日から令和五年一月三十一日までの操業（大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。）

(承認操業)

二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百六十五隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 二百隻
- 神奈川県 三十隻
- 千葉県 二十五隻
- 静岡県 九十隻
- その他の県 二十隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和四年十月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和四年二月一日から令和五年一月三十一日までとする。

公 告

令和三年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施に係る職種の変更について

令和三年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施（令和三年三月一日公告）で公告した随時二級について、次のとおり変更する。

令和三年十二月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更後の随時二級

さく井、機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、工場板金、機械検査、ダイカスト（ホットチャンパダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立てに係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、印刷、製本、石材施工（石張りに係るものに限る。）、パン製造、建築大工、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、

二 変更箇所

技能検定随時二級の随時実施に係る職種について、と

びを追加するものである。

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年十二月二十四日

東京都水道局長 浜

佳葉子

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
六八七四	有限会社 山本土木	山本 一月	埼玉県富士見市針ヶ谷一丁目十五番地十八	平成十九年六月十八日
七九一三	佐藤プラント	佐藤 正信	八王子市大塚千四百十七番地一〇一ポ第一マルセイ一〇	平成二十七年十一月十一日
九八七三	株式会社 エムズジャパン	原岡 誠	神奈川県横浜市泉区和泉町六千六百十六番地三	令和三年七月一日
六八一八	喜丸工業 有限会社	松澤 静江	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町四千五百七十七番地	同年八月十三日
七一三七	アポロ工業	高橋 希陽	昭島市郷地町三丁目十四番七号メ	同年十月三十日

六八九二	村野工業 所	村野 太助	中野区本町三丁目二十一番十一号	同日	〇一〇二	指定番号	商号	代表者	住所	休止年月日
九八四七	株式会社 ザイマツ クスアル ファ	吉本 健二	中央区築地一丁目十三番十号	同日	〇一〇三二	株式会社 リプラン ニングジ ヤパン	池田 和洋	千代田区丸の内三丁目三番一号	令和三年十月三十日	
六九三〇	株式会社 サンエス 工業	松本 巖	台東区上野五丁目十五番十四号	同年十一月五日						
六七八二	有限公司 ミキホー ム	山本 道雄	品川区西大井五丁目十五番二十二号	同月十一日						
七六五七	原嶋住設	原嶋 義治	東久留米市中央町五丁目二番三十号	同月十二日						
七六一一	小林設備	小林 健二	葛飾区西亀有三丁目三十一番十一号	同日						
九八七〇	K・S設 備	曾木 進	江戸川区北小岩一丁目十八番一号	同日						

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止について

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があった。

令和三年十二月二十四日

東京都水道局長 浜 佳葉子

休止年月日

株式会社 池田 和洋
千代田区丸の内三丁目三番一号
令和三年十月三十日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
五〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

